

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がご答えいたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は77頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1 分割調剤について質問があります。患者さんが持ってきた処方せんのうち、こちらの薬局では備蓄していない医薬品が含まれていたため、すぐには全ての医薬品を取り揃えることができない旨をお伝えしましたが、「残りの薬は別の薬局でもらうので、揃う分だけで構わない」とのことでした。このような場合、患者さんには備蓄している医薬品だけを調剤してお渡しすることはできるのでしょうか。また、それは分割調剤として取り扱ってもかまわないのでしょうか。教えてください。（匿名希望）

A1 薬局では、応需した処方せんのうち、一部の医薬品だけを調剤して患者に渡すことは認められません。また、保険調剤における分割調剤とは、処方された医薬品の長期保存の困難性などの理由によるものに限られています。

ご質問のケースでは、処方された医薬品のうち、「普段から備蓄していない銘柄の医薬品がなかった」のか、「普段は備蓄している銘柄の医薬品であるが、たまたま在庫がなかった」のか、あるいは「若干の数量の備蓄はあったが、全てを調剤するだけの必要量がなかった」のかなど、詳しい内容は不明です。しかし、いずれの理由であったとしても、薬局には患者が持参した処方せんをきち

んと応需する義務があります。また、処方せんに、その薬局では備蓄していない医薬品が含まれていて調達に時間を要する場合であっても、患者にその旨をきちんと説明するなど適切な対応が求められるとともに、もし後刻でも構わないということであれば、できるだけ早急に医薬品を調達し、全てを調剤の上で患者に供給しなければなりません。

仮に、患者側の申し出によるものであったとしても、応需した処方せんのうち、その薬局で備蓄している医薬品だけを調剤して患者に供給することは、患者が確実に残りの医薬品について調剤を受けるかどうかということまで考えると、医薬品の適正使用の観点から好ましくない行為であると考えられるのではないのでしょうか。また、それが拡大解釈されてしまうと、「薬局では備蓄している医薬品さえ調剤すればかまわない」などのように、結果的に薬局側の都合によるものと誤解されかねません。処方せんを応需した薬局においては、正当な理由（長期保存の困難性などから投与期間を分割しなければならないケース）である場合を除き、処方された全ての医薬品を調剤しなければならないということを十分理解してください。

なお、保険調剤における分割調剤については、「保険薬剤師は、投与日数が長期間にわたる処方せんによって調剤を行う場合であって、処方薬の長期保存の困難その他の理由によって分割して調剤する必要がある場合には、

Q
&
A

分割調剤を行うこと」(厚生労働省保険局医療課長通知)と明記されています。すなわち、基本的に医薬品の長期保存の困難性などから投与期間を分割するケースが対象であり、備蓄の有無などのように、保険薬局側の都合による理由は一切認められていませんので注意してください。

Q2 吸入剤として、ピソルボン吸入液、ベネトリン吸入液、生理食塩液を混合するという内容の処方せんを受け付けました。生理食塩液は、添付文書には外用として噴霧吸入の適応がありますが、薬価基準の区分では注射に分類されています。このような場合、計量混合調剤加算の算定ならびに保険請求はできるのでしょうか。

(福島県 匿名希望)

Q
&
A

A2 具体的な処方せんの内容がわからないので、保険点数の加算についての的確に判断することはできませんが、通常、生理食塩液を他の外用薬と混合して使用することは保険請求上認められます。

生理食塩液は、薬価基準においては便宜上、注射の区分として分類されています。しかし、生理食塩液の添付文書の内容からもわかるように、薬事法上は「注射」(細胞外液欠乏時、ナトリウム欠乏時、クロル欠乏時、注射剤の溶解希釈剤)と「外用」(皮膚・創傷面・粘膜の洗浄・湿布、含嗽・噴霧吸入剤として気管支粘膜洗浄・喀痰排出促進)の両方の適応として承認されています。

したがって、ご質問のケースのように、他の外用薬(液剤)と薬価基準の注射に区分されている生理食塩液を混合した場合であっても、それぞれの医薬品が薬事法の承認範囲内で適正に使用されていれば保険請求は可能であり、計量混合調剤加算(外用薬の液剤35点)も算定することができます。

Q3 先日、薬歴の電子保存に関するガイドラインが示されたと聞きました。今後は電子化された薬歴を使用することが認められたということでしょうか。(匿名希望)

A3

昨年12月、日薬より「薬剤服用歴(薬歴)の電子媒体による保存に関するガイドライン」(厚生労働省医療関係者研修費等補助金 薬歴管理標準化検討事業)を公表しましたが、これは、薬局において薬歴の電子保存を実施する際に遵守しなければならない事項を取りまとめたものです。ここでは詳しい内容について説明しませんが、以下、それらを利用する上で注意すべき事項について簡単に説明します。

今回取りまとめたガイドラインでは、その基本的な考え方として、薬歴の電子保存は「自己責任」において、電子カルテと同様の「基準」と「留意事項」を遵守することにより、初めて実施が認められるということが示されています(表)。

したがって、今回のガイドラインが示されたからといって、単に現在あるいはこれまでに電子保存されている薬歴が認められたということではありません。すでに薬歴の電子保存を実施している薬局においては、①ガイドラインの内容と照らし合わせて、その適否を確認すること、そして、②もし改善すべき点が認められた場合には、供給メーカーに連絡・相談するなど適切な対処が必要です。

表 薬剤服用歴(薬歴)を電子媒体で保存する際の主なポイント

薬局は当該施設の自己責任において、電子カルテと同様の基準と留意事項を遵守することにより、薬歴の電子保存を実施することができる。	
自己責任	
(1) 説明責任	システムが基準を満たしていることを第三者に説明する責任
(2) 管理責任	システムの運用面の管理を当該施設が行う責任
(3) 結果責任	システムにより発生した問題点や損失に対する責任
基準(3条件)	
(1) 真正性	記録時間・記録者の明確化、上書きによる書き換えの禁止など
(2) 見読性	必要に応じて容易な見読や印刷ができることなど
(3) 保存性	法令に定める期間の保存、バックアップなど
留意事項	
(1) 運用管理規程の制定	
(2) 患者のプライバシー保護	

また、薬歴の電子保存の実施にあたっては、それを使用する薬局・薬剤師においても十分理解の上で適切に運用することが求められます。すなわち、ガイドラインにも明記しているように、その施設(薬局)内での運用管理の規定を策定し、それに基づき実施することが必要です。いくらハードウェアの性能が優れていても、それは単な

るツールの1つであり、正しく利用あるいは運用されるかどうかについては限界があります。その利用者である薬剤師が正しく使用しない限り、適切に運用されていることにはなりません。

薬歴の電子保存にあたっては、以上のような点に十分理解して実施してください。



質 問 の 募 集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいま一つ納得できないこと、ありませんか？
皆様の疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる実例で、専門家の意見を知りたい、というような場合が対象になります。

②保険調剤・調剤報酬等に関する質問

たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？とか、請求もれがあった場合の対応を知りたい？という質問が対象になります。

③調剤技術等に関する質問

たとえば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C

錠を粉砕してよいか？ というような調剤技術上の質問が対象になります。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。

3. 誌上では匿名の扱いを致しますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で行ってさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じょうからオリジナル図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌に掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦下さい。

送 付 先

〒150-8389 東京都渋谷区渋谷2-12-15 長井記念館4F
日本薬剤師会 「調剤と情報」事務局
TEL.03(3406)1171 FAX.03(3406)1499